

法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会御中

一般社団法人Spring
東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階
E-mail: lobbying@spring-voice.org
ホームページ: <http://spring-voice.org>

法務省「不同意性交罪」への罪名変更の方針に対するSpring声明

2023年2月24日、法務省が「強制性交罪」を「不同意性交罪」に罪名を変更する方針との報道がなされました。その目的は、性犯罪の処罰規定の本質である、「同意のない性行為は処罰対象となる」ことを明確に示すため、とのこと。私たち一般社団法人Springは、この方針に対し、大きな歓迎と感謝の意を表明します。

これまで、性暴力被害当事者は、「NOと言えない」という実態があることを無視され、切り捨てられ、それは本人の責任とされ、加害者は罪に問われず、誰にも言えない苦しみを長く強いられてきました。

私たち性暴力被害当事者らの団体である一般社団法人Springは、その声なき声を集め、政治に届けてきました。その声に耳を傾けてくださり、法務省「性犯罪に関する刑事法検討会」及び「法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会」において、刑法性犯罪規定の改正に向けて長きにわたるご議論を重ねてくださった委員・幹事の皆様、その開催と、当事者委員の参加にご尽力いただいた国会議員の皆様、そして、刑法改正を目指してご支援をいただいた全ての皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

なにより、あきらめずに声をあげ続けてこられた一人一人の性暴力被害当事者の皆様に、心からの敬意を表します。

私たちは、罪名の「不同意性交罪」への変更は、日本社会から性暴力をなくしていく上での大きな分岐点になるものだと、考えています。

私たちはこの改正が契機となり、「性的同意」の概念の周知徹底が、捜査機関および司法機関、そして国民全体にはかられることを切に望みます。

そして、国民一人ひとりが、相手の同意を確認し、相手を尊重するコミュニケーションを徹底して、日本社会からあらゆる性暴力がなくなっていくことを強く願っています。

性暴力をうまない社会を真に目指すならば、刑法性犯罪規定の基本構造が Yes Means Yes 型=相手の自発的な参加(同意)を確認せずに性行為を行うと処罰される、というものに変わることが必要不可欠です。

私たちは引き続き、性暴力のない社会を目指し、声をあげていきます。

「同意のない性行為」が処罰される社会が一日も早く実現することを期待して、私たちはこの改正要綱案、「不同意性交罪」が、今国会で成立することを求めます。

※性犯罪規定において、「内心のみを成立要件にする」ことを私たちは求めていません。

報道では、被害者側が「不同意性交罪」の創設を求めたことに対し、「内心のみを成立要件にすると処罰対象が曖昧になる」との反論も出た、との説明がありました。

私たちは、「内心のみを成立要件にする」ことは求めていません。

今回の要綱案に記載の例示列举事由8項目は、「同意しない意思」の徴表としての8項目とされています。すなわち、8項目の行為・状況により「同意しない意思の形成・表明・全うが困難」であることを立証すると性犯罪が成立します。そのため、8項目の存在が立証できなければ、犯罪不成立であり、被害者の内心だけの問題になるという評価は間違いとなります。

同意のない性的行為こそが性犯罪処罰規定の本質です。その本質を現した文言が「同意しない意思」であり、今回の要綱案は「不同意性交罪」と評価しようと私たちは考えています。

以上